

施設サービス
(設備の整った施設で
長期的に介護をうけたい)

- 要** 施設に入所して介護やリハビリがうけられます
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所
 - ・ 介護老人保健施設への入所
 - ・ 介護療養型医療施設への入所（入院）

在宅サービス
(住み慣れた家で介護をうけたい)

- 自宅で介護やリハビリがうけられます
 - ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）
 - ・ 訪問入浴介護
 - ・ 訪問リハビリテーション
- 福祉用具を利用するとき費用の補助がうけられます
 - ・ 福祉用具の貸与（杖、車いす、特殊ベットなど）
 - ・ 福祉用具の購入費の支給（入浴、排泄の補助用具など）
- 住宅を改修するとき費用の補助がうけられます
 - ・ 住宅改修費の支給（手すりの設置、段差の解消など）
- 自宅で療養上の管理（薬の管理など）や看護がうけられます
 - ・ 居宅療養管理指導
 - ・ 訪問看護

- 必要なとき一時的に施設に入所して介護やリハビリがうけられます
 - ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
 - ・ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- 日帰りで施設に通って介護やリハビリがうけられます
 - ・ 通所介護（デイサービス）
 - ・ 通所リハビリテーション（デイケア）

要 共同生活を通じて、日常生活の介護がうけられます（認知症の人が対象です）

- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入所している人を対象に、日常生活の介護がうけられます
 - ・ 特定施設入所者生活介護

サービスを利用するときは担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談してください。



介護保険シリーズ第3回の記事に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

8月号9ページ左上

- (誤) サービスを提供してくれる事業者が町と連絡をとりながら、～利用します。
- (正) サービスを提供してくれる事業者や町と連絡をとりながら、～利用します。

※ **要** …この印が付いているサービスは要介護に認定された人が対象です。要支援の人は利用できません。

▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係 ☎ 9102

施設利用者の食費等の減額申請のお知らせ

介護保険の法律が改正されたことに伴い、新たに10月1日から「施設」についての食費・居住費が自己負担」となります。

しかし、低所得者の人に対しては、負担が重くならないように減額の制度ができ、申請手続きをさせていただくことになりました。該当の人は以下のとおりです。

《対象となるサービス》

- ①施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- ②ショートステイ

《対象者》

- 市町村民税世帯非課税者
- ◎申請は、役場保険課窓口にて申請書に記入していただくこととなります。
- ◎対象となる人の被保険者証をお持ちください。

▼問い合わせ先＝

保険課 介護保険係

☎ 9102